

個人情報保護に関するヒアリング資料

平成16年5月19日
社団法人衛星放送協会

個人情報保護に関する（社）衛星放送協会の対応

個人情報保護法・総務省の基本方針(ガイドライン等)に則って業界としてのガイドラインを作成します。

現在ワーキングチームにて検討中ですが10月頃作成する予定です。

会員事業者の個人情報保護に関し重要な役割を担っているプラットフォーム事業者である(株)スカパーフェクト・コミュニケーションズ様(以下、スカパーという。)との共同の取り組みを進めます。

当面、勉強会の共催、スカパー担当者との協議を行い適切な対応を目指します。

会員に対する啓発活動に努めます。

4月アンケート方式により現状把握を兼ねて問題意識を高める取り組みを実施しました。

協会としての対応組織を明確にして継続的に啓発活動が出来るようにします。

事項ごとの対応について

約款のチェック 約款にて視聴者への対応をしている条項の検討

現在会員の個人情報のうち、有料放送等の契約による個人情報は、スカパーを代理人として取得しています。個人情報保護に関する必要項目は契約約款にて明記されていますが、改めて見直しを行い、不十分な場合約款の変更等を含めて検討します。

スカパーと事業者間にて整理検討する事項

個人情報保護の責任と義務に関し、事業者とスカパーとの共通認識が重要と考えます。特にスカパーより事業者に送られる個人情報データの各事業者の扱いが重要であり、今後作成するガイドラインの基本と考えています。

各事業者が独自に対応する課題

ガイドラインの中で、各事業者が取り組むべき項目を明確にし、各社がその対策を徹底するようにします。

参考：CS放送事業者の個人情報の類型

- A. 視聴契約による個人情報
- B. 各社が独自に行う事業活動の中で得た個人情報
 - イ. 応募情報(事業者から顧客に働きかけたもの) * 決済情報を含まないもの
* 決済情報を含むもの
 - ロ. アクセス情報(顧客側からのアクセスにより収集される個人情報)
* 事業者ごとに得る情報
* スカパーを経由する情報

スケジュール

'04/4 '04/5 '04/6 '04/7 '04/8 '04/9 '04/10 '04/11 '04/12 '05/1 ~ 3

